

「なんでここまで無法にあまい？」

4年たって、やっと被害額が明るみに

22日に届いた、監査に対する「勧告」の実施状況に関する報告書と20日に公開された文書を総合すれば、以下の通りになります。

1、水道料金相当額、過料、施設破損の弁償

A氏 = 被害損害額：7万7400円、過料：5万円

現認者：課長と担当者。発覚時期：平成13年6月

B氏 = 被害損害額、過料とも不正工事の発見のためありません。施設破損料830円：徴収（平成17年3月31日付け領収書の写し）

現認者：担当者。発覚時期：平成15年10月21日

C氏 = 被害損害額：3万5400円、過料：5万円

現認者：担当者と業者。発覚時期：平成14年5月

いずれも、B氏の施設破損料830円以外は、不正にまぬがれた水道料金も過料も請求していませんでした。

2、窃盗罪と施設損壊罪での告訴

A氏・C氏 = 損害金の支払い意志が見られない場合、支

払いが滞れば被害届けなどの措置をします。

B氏 = 始末書の提出があったので被害届けはしていません。

3、不正発覚時の厳正な処置、未然防止策

検針時に異常が確認されれば、「水道メーター異常値調査票」に記入、条例に基づいて措置。平成17年度から管路漏水調査と個別音調調査。正常に取水しているかの調査。18年度から3カ年にかけて全世帯対象に、計量法に基づくメーター交換。同時に逆水の現認業務を実施。

「水どろぼう」に、いまだ請求ナシ！

過去にさかのぼった被害額や行政罰としての過料についての「伺い書」は本年3月28日になってからのもの。4年たっても未だ請求もしていません。B氏の始末書も不正発覚から1年6ヶ月後に書かせたものになっています。予想したとはいえ、盗水実行者に対する厳しい姿勢は感じられません。「水どろぼう」を長年放置してきた根は深いものがあります。町民からは「不払い運動」の呼びかけや「署名運動」の積極的な提案が寄せられています。

このほど、不正取水、いわゆる「盗水」監査請求に関する情報資料が公開されましたので抜粋・要約して紹介します。これは西澤代表が行なった8項目にわたる情報公開請求に対する回答です。
住民30人が提出した監査請求に対し、本年3月末までに賦課・徴収や改善を実施するよう監査委員の勧告が出されていたものですが・・・

水道はタダ、固定資産税もタダ、土地代は無料……？

「どうして住みよいまち……？」

お元気ですか

のぶあきです

安全整備率 6.7%

JR福知山線で起きた列車事故はJR以来の大惨事。報道を、多くの国民がいたたまれない気持ちで聴いておられることでしょう。28日の各紙の見出しを比較。「死者100人超か」（讀賣）「死者100人超す恐れ」（中日）「先頭車両半分に變形」（毎日）他の見出しにも事故の惨状や救出状況など現状表現のみ。一方しんぶん赤旗は「経営優先」運転手ら告発、「JR事故背景に安全軽視」などの見出しをつけています。そして3面に「運転手は語る」の大見出しで、21年の経験を「持つ現役運転手と福知山線元運転手の手記を載せ、再教育」の内容も運転技術の向上につながるものではなく、ただ、就業規則を書き与えさせるようなもので、みせかけです。・・・事故の背景にこうしたJR西日本の労務管理の体質があるの否定できない」と告発。4月27日の衆院国土交通委員会でも質問に立った穀田恵二衆院議員は速度超過を防止する最新式列車自動停止装置（ATSP）の整備率がJR西日本では6.7%であることを明らかにさせました。東日本、東海、西日本の上場JR三社の3月期決算は過去最高の利益を記録。JR西日本は五百八十九億円。「もうけ優先、安全後回し」の体質を即刻変えさせなければ、おちおち電車も乗れません。ネ。

5月8日との合併号です

甲良民報

2005年5月1日 No283
発行責任：日本共産党甲良町支部
代表：西澤伸明 甲良町在士463
Tel.Fax38-4949

Eメール info@jcp-nobuaki.com
のぶあきホームページ
<http://www.jcp-nobuaki.com/>

このほど、情報公開条例に基づき請求した監査請求関係で、昨年10月19日に行なわれた監査の記録などが公開されました。監査の記録の中から一部を紹介いたします。見出しは当方でつけました。「***」は省略の意味です。接続詞などを省略している部分あり。

出席者は、監査委員〓北川和良、大町善士雄、山本日出男町長、茶木水道課長、野瀬総務課長、他。
記録では、水道課長が監査請求の内容を報告した後、次のようなやり取りが続きます。

警察に通報するのが社会常識

大町：確実にわかったのはいつか。
茶木：平成14年10月、14年5月、13年6月。
大町：13年6月にわかった時点でなぜ刑事告発できなかったのか。

茶木：（極端に水量が下がっているなど、メーターが細工され、今も現地確認を行なっていることを説明）。
大町：わかった時点で刑事告発するのは当然である。逮捕されるのは当然なのに、なぜ、甘やかしたのか、これは町長にも責任がある。課長が知っていることは町長も知っている。甲良町は特異体質なのか、他町ではこのよつなことがあれば警察に通報する。なぜ、町長の支持者が知らないが、そのへんが理解できない。泥棒を見ても捕まえようとしな、110番もしないという行政の行き方、進め方は町民が理解できない。発覚した時点で警察に通報したら、何らかの形で司法が裁いてくれるから、お宅らが心配しないで、なぜ、できなかつたのか見解を聞きたい。

町長：誤解されるとあかんで、支持者とか何とかというのはわからないし、このへんの事実関係は、当時のあれからは受けていない。

大町：発覚時で110番しないんですか。窃盗罪です。あなたは窃盗罪幫助になりますよ。

町長：知らないというの事実ですから。
大町：知らないって、課長が言いましたやんか。その当時発覚したら、課長があなたの直属の部下だから、通報するのは当然です。あなたは泥棒に入られて110番しないのか。それと同等です。なぜ、しなかつたのか。こらいてやつたんか。そのへんの見解を聞きたい。

茶木：担当課なので、私も現地に何べんも行った。その中で、それが本当にそうなのかということが証拠をつかまないとだめで、***若干、日もかかりましたし、閉栓というやり方であったので、本当にやっているのかという確認をしたので。

大町：今、報告を受けたのは平成13年6月に1件目が発覚していて、その時点で、その1件に対してもなぜ通報しないんですか。泥棒に入られて課長、あんた、こらいてやるの。窃盗罪である。泥棒を容認するということとは窃盗幫助罪です。罪です。刑法で、そのへんの見解を聞きたいです。山本さんは泥棒を認めるのか。まあいいわと、それでは、町民感情が許さないのでは

町長：担当課としては、そのへんに時間を要したと。
大町：担当課が発覚した時点で、あなたにも連絡が行っている。担当課長はあなたが任命権者ではないのですが、あなたの直属の部下であるから、その時点でわかつては、はず。

茶木：***発覚した日だということをご理解いただきたい。***その時点で告発なりをしておかなあかんと言われるのはこもつともである。

大町：確実にわかったのが本会議に出たんですから、その時点で町長にも報告しているし、あんたが担当課長として確実に3件が盗水されたということを町長に報告したのはいつか。

茶木：平成16年7月末です。

町長「不正盗水とか耳にしている・・・水道は隠れているので難しい」

大町：それまでは町長知らなかつたのか。
町長：不正盗水とかは耳にしているし、調査なりをしてい（かんと）あかんというのは指示もしているし、担当課もそのように動いている。ただ、水道については隠れている部分もあるので、そのへんをみな摘発というのは担当の職員としてはなかなか難しい。

大町：滋賀県甲西町は発覚時点で告発した。地面をめぐった時点で、甲西町の元奥会議員だが、パイパスを見られたときに、警察を呼んでその時に刑事告発している。
町長：一応、調査はしていると思う。大町監査委員の言われるのと聞いているのと違う。

大町：平成16年7月末に報告した時点でなぜ刑事告発できなかつたのか。

町長：刑事告発とか、不正利得で、水道水を盗水したということになれば、期間や金額なりを調査して・・・
大町：金額は後から出る。発覚したときに罪なんですから、そこで警察に通報するのは当然で、警察が調べる。盗んでいる、パイパスをつないでいたらめくつたらわかるので、その時点で110番するのが世の中の社会通念上普通ではないのか。あとは、捜査当局に任せればいいのです。なぜ平成16年7月にできなかつたのか。

町長：その時に調査をして、いつから始めたか、料金も請求をしなあかんし、それには時間が費やされた。

大町：その時点で通報するのが、社会通念上普通である。***あなたの見解は、わかつたけれど、わかつた時点でなんぼ取られたか、家の中調べないとわからんというのでは、日本の法治国家では通らない。それは捜査が調べることである。泥棒を見つけてこらいてやつたのか。

町長：誰もこらいてやるとは言っていない。

大町：それじゃなぜしなかつたのか。

町長：はつきりとした事実関係が明らかになつた場合に・・・

（以下、質議が続く、その中で町長が「相手が不正盗水を認めなかつた場合については、当然告発していかなければならない。」との認識を示し、パイパス管などの不正を確認しても、本人しだいという弱腰の態度が明らかになりました。この続きは後の機会に紹介します）